



老発 0329 第 1 号  
令和 6 年 3 月 29 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長  
(公 印 省 略)

令和 4 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）

令和 5 年 12 月 22 日に、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する令和 4 年度の調査結果を公表したところです。

本調査結果によると、養介護施設従事者等による虐待については、相談・通報件数 2,795 件、虐待判断件数 856 件といずれも過去最多となり、養護者による虐待については、相談・通報件数 38,291 件、虐待判断件数 16,669 件と相談・通報件数は過去最多、虐待判断件数は横ばい傾向となりました。

高齢者虐待の相談・通報件数、虐待判断件数が依然として高止まりしている状況や、過去に虐待が発生した介護施設等において、虐待が再発している件数が増加している傾向にある状況を踏まえ、自治体や介護保険施設等における、より一層の対応の強化が必要です。

つきましては、下記に留意の上、高齢者虐待防止に資する体制整備の充実や再発防止に向けた取組の強化等に一層のご尽力をいただくとともに、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）、関係団体等への周知及びこれらを通じた介護施設・事業所等への周知を徹底していただくようお願いします。

## 【通知の要点】

### 1 法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた適切な対応等

- ・本調査結果の活用による地域の実情に応じた虐待の未然防止、迅速かつ適切な対応（悪化防止）、再発防止に関する対策の実施
- ・専門職の活用や研修等による適切な事実確認及び虐待の判断等の実施
- ・虐待の発生や対応の経過を客観的に検証すること等による虐待の再発防止
- ・性的指向・性自認（性同一性）を理由とした被虐待高齢者に対する介護施設への入所等の適切な措置
- ・過去に虐待等による指導を受けている介護施設等における再発防止等に向けた、都道府県と市町村との連携・協働の重要性、指導内容や改善計画等のモニタリング・評価を通じた取組の周知の徹底
- ・家族全体を支援する観点からの養護者支援の適切な実施
- ・改定版「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（国マニュアル）の積極的な活用と周知の徹底

### 2 高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進に係る体制整備等

- ・集団指導等の機会における施設・事業所の高齢者虐待防止措置、身体的拘束等の適正化のための措置に関する実施の状況の把握、集団指導等に参加していない事業所に対する周知・集中的な指導の徹底
- ・「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえた、高齢者虐待防止に係る体制整備の検討及び取組の実施と取組内容の改善、見直しに係る課程（PDCA サイクル）の計画的な実施
- ・介護サービス相談員派遣事業等の推進

### 3 高齢者権利擁護等推進事業の活用

来年度より、権利擁護推進員養成研修における内容の追加（研修内でハラスメント等のストレス対策に関する研修も実施可能とする）、権利擁護相談窓口における利用対象者の追加（高齢者本人・家族に加え、介護職員等も加える）等を行うことを踏まえた積極的な活用

### 4 財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

都道府県における市町村への適切な支援、助言及び注意喚起

## 1 法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた高齢者虐待への適切な対応等

高齢者虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査の結果を十分に活用し、都道府県と市町村が緊密に連携・協働し、虐待の未然防止、早期発見や迅速かつ適切な対応（悪化防止）及び再発防止に関する対策を積極的に講じていただくようお願いします。

### (1) 調査結果を踏まえた高齢者虐待への適切な対応

#### ① 養護者及び養介護施設従事者等による虐待対応に共通する事項について

市町村等が高齢者虐待に係る通報等を受けた際は、速やかに高齢者の安全確認及び事実確認を行い、虐待の有無の判断を行うこととされておりますが、本調査結果によると、事実確認を行っていない事案が報告されています。

また、虐待の判断に至らなかった事案においては事実確認を行った対象者が限定的だった等による情報不足によって、虐待の有無の判断が難しい等の課題が報告されています。

そのため、高齢者の生命及び身体的安全確認や、虐待の有無の判断等の対応が適切になされるよう、警察の援助、専門職の活用や研修等による適切な事実確認及び虐待の判断等について周知等を行っていただくようお願いいたします。

加えて、同調査結果においては、虐待の再発防止策の実施の有無が事後検証・振り返りの実施の有無と関連性が強いことが示唆されています。外部の専門家等や「検証の手引き」<sup>\*</sup>の活用により、死亡事案も含め、虐待の発生や対応の経過を振り返って客観的に検証し、虐待の再発あるいは未然防止に関する対策を講じるようお願いいたします。

さらに、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等を理由とした虐待を受けた高齢者も含め、老人福祉法に基づく措置入所等が必要な場合には、本人の意思や人格を尊重し、適切な措置が講じられるよう市町村への周知をお願いします。

※ 令和3年度「高齢者虐待における死亡・重篤事案等にかかる個別事例検証による虐待の再発防止策についての調査研究事業」社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000943590.pdf>)

#### ② 養介護施設従事者等による虐待への適切な対応

本調査結果によると、虐待があった施設・事業所において、過去に虐待が発生している、もしくは、過去に何らかの指導等を受けていることが一定程度確認されています。

虐待は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。）上の「入居者の処遇に関し不当な行為」、「運営に関し入居者の利益を害する行為」若しくは、介護保険法（平成9年法律第123号。）上の「人格尊重義務違反」に該当するため、虐待の再発防止にあたっては、老人福祉法及び介護保険法上の指導監督権限を有する都道府県や市町村の担当部署と虐待対応を行う市町村の担当部署との間で、十分な情報共有、連携・協働を図ることが重要です。

特に、都道府県と市町村との役割分担の下、最初の虐待発生時の介護施設等に対する指導内容や施設等が作成した改善計画書に基づく虐待防止の取組に関し、モニタリング・評価を行い、虐待等の再発防止に向けた取組を徹底していただくようお願いいたします。

また、虐待の発生要因として、「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」が確認されているため、介護施設等においても、虐待防止に向けた組織的な対応を積極的に行っていただくよう指導助言をお願いいたします。

### ③ 養護者による虐待への適切な対応

養護者による虐待が発生する背景として、「介護負担と認知症」や「介護力の低下・不足」、「孤立・支援の受けにくさ」等が報告されています。

虐待の防止及び虐待を受けた高齢者の保護のため、虐待を行っている養護者だけでなく家族全体を支援する観点から、収集した情報を分析して課題を明らかにした上で、例えば、養護者の支援チーム等の関係者で合意された方針に基づき、養護者が必要な支援につながるための働きかけなどを行っていただくようお願いいたします。

## (2) 国マニュアルの活用と周知徹底

市町村、都道府県における高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に資することを目的に作成している「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（国マニュアル）について、令和5年4月に改定を行ったところであり、厚生労働省ホームページに掲載しているため、更なる活用をお願いいたします。

また、来年度、令和6年度介護報酬改定の内容等を反映する等の改定を行うとともに、国マニュアル別冊として、「身体拘束ゼロへの手引き」の改定版の発出も予定しているため、周知徹底をお願いいたします。

## 2 高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進に係る体制整備等

本調査結果では、養護者による虐待対応において、市町村の体制整備の取組状況と高齢者人口当たりの虐待の相談・通報及び虐待判断件数が一定の相関関係にあることや、養護者による虐待対応の取組実施率が高い場合、当該自治体では養介護施設従事者等による虐待対応の取組実施率も高い傾向があることが確認されています。虐待の早期発見等のため、市町村及び都道府県による虐待対応に係る体制整備に積極的に取り組むようお願いいたします。

### (1) 介護報酬改定への対応について

令和6年度介護報酬改定において、利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、高齢者虐待防止措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていな

い場合に、基本報酬を減算することとしたとともに、身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、短期入所系サービス及び多機能系サービスを対象に、身体的拘束等の適正化のため措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施）を義務づけ（1年間の経過措置あり）、これらの措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算することとしました。

このため、集団指導等の機会等においては、高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置に関する実施状況を把握し、当該措置が未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対して、周知及び集中的な指導の徹底をお願いします。

## (2) 高齢者虐待防止に係る計画策定及び評価（PDCA サイクル）の実施

介護保険法第 116 条第 1 項の規定に基づき定めた「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ、高齢者虐待防止に係る体制整備の検討及び取組の実施と取組内容の評価、見直しに係る課程（PDCA サイクル）の計画的な実施をお願いします。

## (3) 介護サービス相談員派遣事業等の推進

介護施設等において、虐待等が疑われる事案が生じることなく、利用者が安心して過ごせる環境を作るためには、風通しの良い環境を作り出すことが大切であり、このためには、施設長を中心とした職員同士の協力・連携はもとより、第三者である外部の目を積極的に導入することが効果的です。

具体的には、介護保険の地域支援事業（任意事業）である介護サービス相談員派遣等事業<sup>※</sup>の実施が有効であると考えられることから、令和 2 年度に介護サービス相談員研修の体系の見直しや、地域医療介護総合確保基金による研修費用への助成を行うなど、介護サービス相談員を育成しやすい環境を整備するとともに、介護施設等だけでなく、介護保険外のサービスを提供する施設等の質を向上させる観点から、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を派遣先として追加することにより制度の充実を図ったところです。

このため、都道府県においては、介護サービス相談員の積極的な活用及び効果的な実施に向けて、未実施市町村に対して、事業効果等の周知、地域医療介護総合確保基金（介護従事者分）における介護サービス相談員派遣等事業に係る研修費用等の助成対象化、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅での介護サービス相談員の受入促進に向けた働きかけをお願いします。

※ 地域で活躍する市民ボランティア（介護サービス相談員）が介護サービスの現場を訪問し、利用者の疑問や不満を汲み取り、介護サービス提供事業者にフィードバックして事業者・利用者・保険者である市町村等の間の橋渡し役を果たし、利用者の不安解消を図るとともに、サービスの改善に結びつけるもの ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_22750.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html))

## 3 高齢者権利擁護等推進事業の活用

高齢者権利擁護等推進事業については、来年度より、利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、権利擁護推進員養成研修において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修も実施できることとするとともに、権利擁護相談窓口の利用

の対象者に、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も加える予定です。

また、令和4年度に、介護施設等における虐待防止研修を実施する講師を養成するための研修及び介護施設等における高齢者虐待防止措置に係る指導等のための専門職の派遣について、助成対象としておりますので、更なる活用をお願いします。

また、養護者による虐待においては、医療・介護ニーズがありながら関係機関につながっていないなど、虐待につながる可能性があるものの、市町村での対応が難しい事案に対して、市町村、介護支援専門員等と連携の下、弁護士、社会福祉士、医師等の専門職の派遣（いわゆるアウトリーチ）が有効とされており、当該費用についても当事業の対象としていることから積極的に活用いただき、引き続き、管内市町村へのさらなる支援をお願いします。

#### 4 財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

高齢者の財産を狙った不当な物品販売や購入の強要、住宅改修などの財産上の不当取引<sup>※</sup>による高齢者の被害については、法第27条の規定に基づき、市町村において、相談に応じ、消費生活担当部署や関係機関を紹介するなど、適切な対応が図られているところであり、平成27年に都道府県に対し通知を発出し、必要に応じて消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）等を有効活用し、関係部署、機関の連携体制の構築に努めるよう依頼しているところです。

都道府県においては、市町村での財産上の不当取引に係る対応について、改善が必要と認められる場合等には、適切な支援、助言や注意喚起をお願いします。

※ 養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得ることを目的として高齢者を行う取引

(参考) 平成27年以降に発出した通知

「法律に基づく対応状況等に関する調査結果、及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）」

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/boushi/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/index.html))